

【参考】 評議員及び役員（理事・監事）の任期に関する考え方

○任期の始まり（※就任を承諾した日ではありません）

- 評議員・・・評議員選任・解任委員会で選任された日
- 理事・・・評議員会で選任された日
- 監事・・・評議員会で選任された日

○任期の終わり

- 評議員・・・評議員選任・解任委員会で選任された日から4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款により選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することも可）
- 理事・・・評議員会で選任された日から2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款により短縮することも可）
- 監事・・・評議員会で選任された日から2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで（定款により短縮することも可）

<計算方法>

選任された年度 + 任期年数 = その年に開催する定時評議員会の終結時が任期満了

（例）令和3年6月に任期4年の評議員が選任された場合

3（選任された年度）+ 4（任期年数）

= 令和7年に開催する定時評議員会（令和7年6月頃）まで

※「令和6年度決算に係る定時評議員会の終結の時まで」と同じ意味です

（例）令和3年6月に任期2年の理事又は監事が選任された場合

3（選任された年度）+ 2（任期年数）

= 令和5年に開催する定時評議員会（令和5年6月頃）まで

※「令和4年度決算に係る定時評議員会の終結の時まで」と同じ意味です

○ばらばらの任期を揃えたいとき

任期を揃えたいときは、辞任により任期を揃えることができます。

ただし、在任者の意に反して辞任を強制することはできませんので、その実施は慎重に判断してください。

なお、定款の規定内容（評議員・理事・監事の任期に関する条文）を事前に確認する必要があります。

（任期を揃えられる条文例）

「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。」（＝してもしなくても良い）

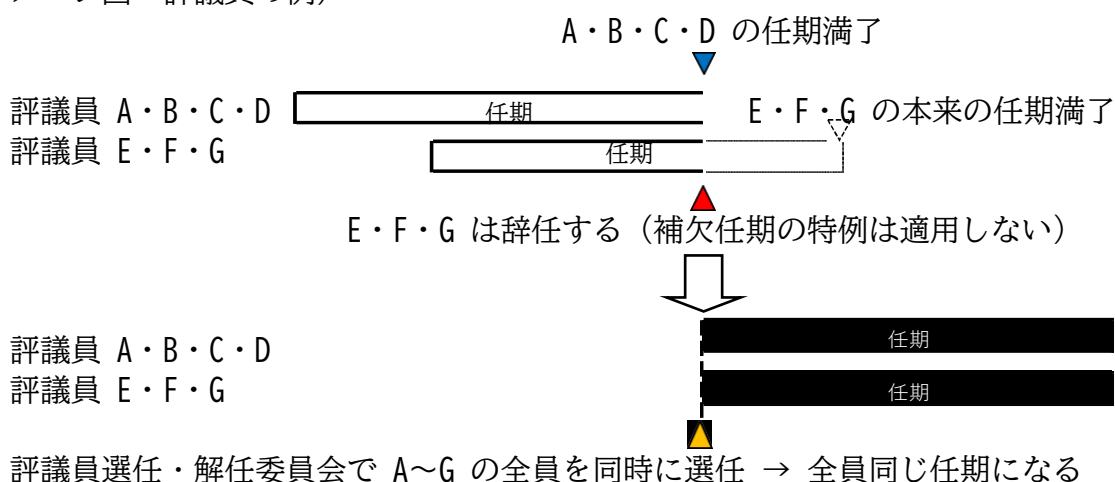
(任期を揃えられない条文例)

「任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。」(＝しなくてはならない)

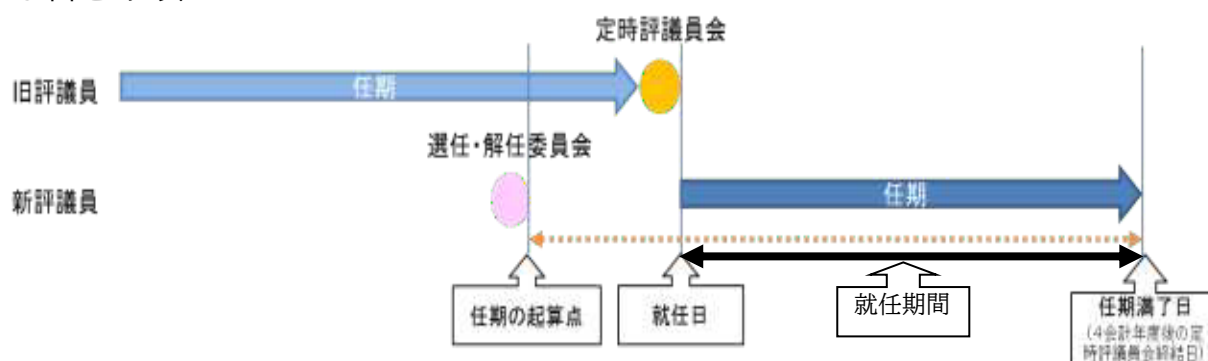
(手順の例)

- ①選任候補者全員から選任関係書類を徴取する
- ②まだ任期が満了していない人から辞任届を提出させる
※辞任日は、選任の日(評議員なら評議員選任・解任委員会の日、理事・監事なら評議員会の日)とする
- ③選任候補者全員の選任手続を通常どおりに行う

(イメージ図：評議員の例)



○留意事項



- (1) 定時評議員会よりも前に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員の選任を行う場合、新評議員の任期については、当該議決のあった日を起算点として任期満了日を算定する一方、就任期間は、法人と新評議員との委任関係の始期となるその就任承諾のあった日から開始されるものであること。
- (2) 3月中に評議員選任・解任委員会を開催し、新評議員選任の議決を行った場合には、定時評議員会の前年度から任期を起算することとなり、通常よりも任期が1年短くなってしまいうことに留意すること。

(「就任承諾書」様式例)

就 任 承 諾 書

私は、○年○月○日開催予定の社会福祉法人○○○会の○年度評議員選任・解任委員会（定時評議員会など）において、（評議員、理事、監事）に選任された場合は、（評議員、理事、監事）に就任することを承諾します。

年 月 日

住所

氏名

⑨

社会福祉法人○○○会
理事長 ○○ ○○ 様

記

【任期】

○年○月○日開催予定の○年度評議員選任・解任委員会（定時評議員会など）の決議のあった日から、○年度の定時評議員会の終結の時まで